

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第48号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第7（第2条関係） 道路交通法関係事務手数料			別表第7（第2条関係） 道路交通法関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この表において「法」という。）第49条第1項のパーキング・メーターの作動	パーキング・メーター作動手数料	作動 1回 200円	1及び2 削除		
2 法第49条第1項の規定に基づくパーキング・チケットの発給	パーキング・チケット発給手数料	発給 1回 200円			
2の2 法第51条の8第1項の登録の申請に対する審査	[略]		2の2 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この表において「法」という。）第51条の8第1項の登録の申請に対する審査	[略]	
[略]			[略]		
[略]			[略]		
別表第8（第2条関係） 自動車の保管場所の確保等に関する法律関係事務手数料			別表第8（第2条関係） 自動車の保管場所の確保等に関する法律関係事務手数料		

事務	名称	金額
[略]		
2 [略]	[略]	
3 法第6条第1項（法第7条第2項（法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の保管場所標章の交付	保管場所標章交付手数料	550円
4 法第6条第3項（法第7条第2項（法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の保管場所標章の再交付	保管場所標章再交付手数料	550円

事務	名称	金額
[略]		
2 [略]	[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
[略]	[略]
2 条例により徴収するもの （1）～（30） [略]	2 条例により徴収するもの （1）～（30） [略]

(31) 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号）による手数料（パーキング・メーター作動手数料及びパーキング・チケット発給手数料並びに指定試験機関等に納めるものを除く。）

(32)～(41) [略]

(31) 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号）による手数料（指定試験機関等に納めるものを除く。）

(32)～(41) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。